

〈郵便番号〉  
〈住所〉  
〈事務所名〉  
〈代表者名〉  
〈御担当

様  
様

【JIA建築家賠償責任保険取扱代理店】  
**株式会社 建築家会館**  
【引受保険会社】  
**損害保険ジャパン株式会社**  
SOMPO

## JIA建築家賠償責任保険オプションプランのご紹介

### 構造・法令に関連するトラブル事例

#### 事例1 確認済証と異なる構造図で施工・監理

【概要】 特別養護老人ホームの構造図修正もれ  
【事故の内容】 建築確認申請の審査過程において構造図に修正があり、修正済構造図と追加説明書が構造設計事務所より提出されていたが、これに気付かず、修正前の構造図により施工の指示と監理を行った。  
【事後処理】 柱の帯筋が100ピッチであるべきところ、200ピッチで配筋され、せん断耐力が不足していた。最終的には不適切な躯体をすべて撤去して最終構造図に従った配筋で躯体を再構築した。

#### 「構造基準未達」オプションプラン (構造基準に関する追加条項)

どんなとき  
補償?

構造設計等の業務ミスで、建築基準法20条第1項に規定する建築物について、建築基準法20条に規定する「構造基準」に適合しないために、法律上賠償しなければならない損害を補償します。(ただし、当初から正しい設計をした場合に必要費用については、法律上設計事務所が負担すべき賠償責任金額とはならないため、補償の対象となりません。)

#### 事例2 排煙口の面積不足

【概要】 法的要件を失念したため共同住宅の非常用エレベーター乗降ロビー排煙面積2m<sup>2</sup>の不足が発生  
【法令未達】 建築基準法施行令第129条の13の3第3項第2号 建設省告示第1833号  
【事故の内容】 確認申請での記載事項の排煙面積を発注図書に反映するのを失念してしまい、施工図を承認した結果、排煙面積が足りないサッシを取り付け、発覚。  
【事後処理】 現場に施工された建具の一部を解体、カバー工法(その上に新しい枠を取り付ける工法)により 排煙面積を確保した。

#### 「建築基準法未達」オプションプラン (建築基準関係法令に関する追加条項)

どんなとき  
補償?

設計等の業務ミスで、建築基準法および所定の建築基準関係法令に定める基準を満たさないために、法律上賠償しなければならない損害を補償します。対象となる法令は81となります。(ただし、当初から正しい設計をした場合に必要費用については、法律上設計事務所が負担すべき賠償責任金額とはならないため、補償の対象となりません。)



上記の詳細は二次元コードからパンフレットをご参照ください。

## 追加保険料\*のご案内

〈2024年8月1日時点の契約内容をもとに作成〉

※2024年4月1日時点での「設計料および監理料」に基づき、10月1日付で中途付帯された場合の追加保険料となります。

追加保険料=年間保険料×6か月/12か月

「構造基準未達」オプションプラン ※P型(5,000万円)・自己負担額100万円の場合	事務所形態が「構造設計専業」の場合	
	事務所形態が「総合設計事務所」の場合	
「建築基準法未達」オプションプラン		

他にも以下のオプションもございます。未加入の場合は是非ご検討ください。

「工事監理」オプションプラン	工事監理の業務ミスでその建築物に物理的「滅失もしくは損傷」事故が発生し、建築物や他人に損害を与えたとして、訴訟を提起されたときの応訴費用、訴訟の結果、法律上賠償しなければならない場合の損害を補償します。
「サイバーリスク補償」オプションプラン	業務遂行中に全世界で発生する、サイバー攻撃や情報漏えい、ネットワークの所有・使用・管理に起因して発生するセキュリティ事故等に備えます。

インターネットで簡単に中途加入(オプション追加)の手続きができます!!  
保険料の試算(自動計算)も可能です!!

<https://kenbai.jp/>



### ◆手続きの流れ

①ログイン → ②変更依頼 → ③変更内容入力 → ④変更登録完了 → ⑤保険料振込

必ず「ケンバイ」パンフレットをご確認ください。

「申請内容変更」をクリックします。

変更内容を入力し、「送信」をクリックします。

①変更内容の確認をし(加入確認(必須))にチェックをします。  
②「送信」をクリックします。

「追加保険料」のお振込をいただいて変更登録が完了となります。(変更月の前月25日までにお振込ください。)

「ID(加入者番号)」と「パスワード」を半角英数で入力し、「ログイン」をクリックします。  
ID(加入者番号):  
パスワード:  
※パスワードをお忘れの場合は代理店(株)建築家会館にご連絡ください。

このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先  
〈取扱代理店〉 **株式会社建築家会館**  
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-3-16  
TEL. 03-3401-6281 FAX. 03-3401-8010  
MAIL: kenchikuka\_kaikan@nifty.com  
(受付時間: 平日午前9時から午後5時まで)

〈引受保険会社〉  
**損害保険ジャパン株式会社**  
SOMPO  
団体・公務開発部第二課  
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
TEL 03-3349-5402 / FAX 03-6388-0161  
(受付時間: 平日午前9時から午後5時まで)